

墓石を建てる際は事前に届出が必要です

～ 市営墓地の使用者の皆様・石材業者の皆様へ ～

近頃、事前届出せずに市規則の基準に適合しない墓石を建立した事案や、届出は行っているが図面と異なる墓石を建立した事案があり、**是正対象**となってしまうトラブルが発生しております。

栃木市営墓地に墓石を建てる際は、事前に市役所へ届出を行い、市から工事の承認を得る必要があります。

届出には、**墓所内工事着手届出**と**墓石の寸法（cm）**が分かる図面が必要となります。その後、墓所内工事承認票を得てから工事に着手してください。また、工事完了後は、職員が現地確認及び検査を行い、完了となります。

※石材業者の皆様においては、墓石発注をする際は、必ず市の承認を得た後に行っていただくようお願いいたします。



<栃木市墓園条例施行規則>

(区画墓地の使用場所の施設等の届出)

第9条 区画墓地の使用者は、使用場所に墓碑類を建立しようとするときは、墓所内工事着手届(別記様式第5号)により市長に届け出て墓所内工事承認標(別記様式第6号。以下「承認標」という。)の交付を受けなければならない。ただし、区画墓地内における作業等で市長が認めるものは、この限りでない。

栃木市役所 環境課 環境保全係
電話：0282-21-2423

墓 所 内 工 事 着 手 届

年 月 日

栃木市長 あて

使用者 住 所
氏 名
(自署しない場合は、記名押印してください。)

栃木市墓園条例施行規則第9条第1項の規定により、届け出ます。

墓 園 名 称			
承 認 番 号	第 号	承 認 年 月 日	年 月 日
使 用 番 号	種 別		第 種
	面 積		m ²
工 事 の 概 要			
施 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
工 事 施 工 者	住所	氏名又は 会 社 名	
添 付 書 類	1 工事仕様書 2 設計書 3 図面		

↑
墓石の寸法 (cm) が分かる図面などを添付してください